

		入 所 要 件	基準点数		
基	1	居宅外労働及び 自営業(生計中心者)	月140時間以上労働	100	
			月120時間以上140時間未満労働	90	
			月100時間以上120時間未満労働	80	
			月80時間以上100時間未満労働	70	
			月64時間以上80時間未満労働	60	
		自営業(生計協力者)及 び内職(生計中心者)	月140時間以上労働	90	
			月120時間以上140時間未満労働	80	
			月100時間以上120時間未満労働	70	
			月80時間以上100時間未満労働	60	
			月64時間以上80時間未満労働	50	
		内職(生計協力者)	月140時間以上労働	80	
			月120時間以上140時間未満労働	70	
			月100時間以上120時間未満労働	60	
			月80時間以上100時間未満労働	50	
			月64時間以上80時間未満労働	40	
2	妊娠中であるか又は、出産後間がない		100		
本	3	保護者の疾病、障がい	入院	100	
			通院・療養	100	
		障がい	常時病臥	100	
			通院加療(養育困難、要安静)	100	
			通院加療(月64時間以上、一般療養)	50	
点	4	親族の介護・看護	障がい	100	
			身体(1・2級)、聴覚(6級以上)、音声言語(4級以上)、精神(1・2級)知的(A)障害者	100	
			上記以外の障害	80	
			病院付添い 従事する時間を基に居宅外労働及び自営業(生計中心者)の細目を準用		
			自宅介護(重度心身障害等による要介護)	100	
加	算	5	自宅介護(中度心身障害等による要介護)	80	
			自宅介護(一般介護)	30	
			災害復旧		100
			生計中心者	80	
			生計協力者	80	
点	6	求職活動	就業内定	50	
			起業準備	50	
			求職中	30	
			7 就職・就労のための技能習得・就学 従事する時間を基に自営業(生計協力者)及び内職(生計中心者)の細目を準用		
			8 児童虐待やDVのおそれがあること		100
加	算	点	前各号に類する状態で、保育を必要とする程度が著しく高いと認められる場合		100
			前各号に類する状態で、保育を必要とする程度が相当程度高いと認められる場合		50
			両親が欠けている世帯		40
			ひとり親家庭(父・母いずれか単独と児童による世帯構成)		30
			子どもが障がい有する場合		10
			産前産後休業・育児休業明けによる復職の場合		10
			兄弟姉妹が同一の保育所等の利用を希望する場合		10
			小規模保育事業などの卒園児童		10
			保護者が保育所等(認可保育所、認定こども園及び小規模保育事業所)に勤務する保育士又は保育教諭の場合(月120時間以上労働)		40
			保護者が保育所等(認可保育所、認定こども園及び小規模保育事業所)に勤務する保育士又は保育教諭の場合(月120時間未満労働)		20
			同居の親族その他の者が保育することができる場合		-10
			その他(特に市長が必要と認めた場合)		適宜加点

## &lt;採点方法&gt;

- ①利用調整基準表は、保護者(父母。父母がいない場合は父母以外の保護者)1人ずつに点数をつけ、そのうち点数の低いものを基準に利用調整を行う。
- ②基本点は、別表1より1項目のみ選択する。
- ③加算点は、該当するすべての項目について加点する。
- ④総合点数が同点で、さらに調整が必要な場合は、別表2調整項目による調整点数を加点する。
- ⑤調整項目については記載する順に優先する。

要介護4・5  
要介護2・3  
要介護1、要支援1・2

## 別表2&lt;調整項目&gt;

1	認可保育所、認定こども園(保育部分)からの転所	-10
2	所得割額が低い世帯	10
3	均等割額が低い世帯	10
4	多子世帯	10
5	保護者が放課後児童クラブの支援員等	10
調整点数		

※調整点数が同点の場合、世帯の状況から総合的に判断。

※挙証書類が必要となる場合があります。